

## ショッピングセンター—運営者向け手順：付録 E

2021年5月6日 12:01AMより有効

最近の更新(変更は黄色で強調表示)

5/5/21:

- CDCの清掃に関するガイダンスに合わせて、清掃に関する内容が更新されました。
- 州の有給病気休暇法の変更を反して、関連用語が更新されました。

COVID-19 の症例率、入院数、及び死亡数はある程度減少し、安定しているように見られますが、それでもまだ地域での COVID-19 の拡散は中程度のままです。COVID-19 は引き続き地域社会に高いリスクをもたらしているため、すべての市民と企業が予防策を講じ、拡散のリスクを軽減するためにその運営や活動を変更することが必要とされます。

ロサンゼルス郡が州内の経済活動再開に向けた新たな枠組みの「**黄色**」に入ったため、本手順は、いくつかの地域の活動に特化した制限を解除するために更新されました。ショッピングセンターの運営者は、慎重に運営を変更し、本手順に記載されている要件を遵守して、事業運営に於ける COVID-19 の潜在的な拡散を軽減する必要があります。

ロサンゼルス郡公衆衛生局 (LACDPH) は、現在の感染症流行の段階で、ショッピングセンター、ショッピングモール、不用品交換会と、その施設内の小売店が完全に営業再開できるような変更を、州のガイドに従って行っています。以下の要件は、屋内外にあるショッピングモール、ショッピングセンター、ストリップモール、アウトレットモール、及び不用品交換会(集合的に「ショッピングセンター」と呼ぶ) 特化したものです。ショッピングセンターの運営者は、小売テナントやベンダーを含む借主が、自社の業務に適用される手順を認識していることを確認する必要があります。これらの(「テナントとベンダー」)借主は手順の実装を担当するが、ショッピングセンターの運営者は、借主による手順の遵守を要求することが推奨されます。これらの特定の小売業に対して課せられる条件に加えて、これらの種の事業は、この屋内ショッピングセンター—運営者向けチェックリストに示されている条件にも準拠している必要があります。

ショッピングセンターの全体の最大収容人数は、**物理的距離を確保するために**最大収容人数の75%に制限されます。屋内モールまたはショッピングセンター内にある屋内の企業も最大収容人数の75%に制限されます。

屋外にある食料の取次ぎの共同向けの席やその側の目立つ場所に、顧客がフェイスマスクを着用する必須条件、物理的距離を確保する事、そしてショッピングセンター施設内での飲食が禁じられていることについての標識を表示する必要があります。ショッピングセンターまたはモール内にあるすべての**屋内**共用エリアは、同一世帯以外の人の間で少なくとも6フィートの距離を維持できる十分なエリアを確保できる収容人数で再開することができます。ショッピングセンター施設内指定された屋内または屋外の食事エリアにない全て屋外の一時的な、または移動可能な机や椅子は、**顧客が着席しているときに、1つのテーブルの椅子の背もたれから隣接するテーブルの椅子の背もたれまで測定したときに、テーブル間の距離が6フィート以上離れるように配置することにより再開できます。**また、1テーブルあたり4人までしか着席できません。一般市民・訪問者にはショッピングセンター施設内の指定された食事エリアに着席していない場合、飲食が禁じられていることを促す必要があります。一般市民・訪問者は、レストランの再開手順、付録Iに準拠して、屋内外の指定された食事エリアでのみ飲食することができます。テーブルの端から隣りのテーブルの端までの距離を計測して、テーブル間の距離が少なくとも8フィートになるようにテーブルの間隔を空ける必要があります。レストランが運営する場合を除き、テーブルあたりの座席数は4人以下にしてください。指定された食事エリアのテーブルは**顧客が着席しているときに、1つのテーブルの椅子の背もたれから隣接するテーブルの椅子の背もたれまで測定したときに、6フィート以上離れるように配置されなければなりません。**

ショッピングモール内にある家族向けの娯楽施設(ボウリング場、独立型の子供向けの乗り物など)は、ロサンゼルス郡 DPH の**家族向け娯楽施設の再開手順**に従って運営を再開することができます。

すべての賃借人は、該当するセクターに関する公衆衛生局の手順、及び適用されるすべての州及び地域の法令及び規制に従う必要があります。

注意：本文書は、追加情報やリソースが利用可能になると随時更新されるため、ロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> を定期的にチェックし、この書類に更新がないかを確認してください。

ショッピングセンターの運営に関する以下の追加の手順にも従う必要があります：

- パーソナルケアサービス
- 映画館
- ジム/フィットネス施設
- レストラン
- 小売施設
- バー

チェックリスト：

- (1) 従業員の健康を保護するための職場の方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための措置
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員及び公衆とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの公平なアクセスを確保するための措置

施設の再開手順を作成する際に、以下の重要な課題に対して措置を講じる必要があります。

すべての企業は、以下のリストされている適用可能な手順を全て実施し、実施されていない手順についても、その企業に適用されない理由を説明する準備が必要です。

会社名:

住所:

建築法ごとの最大収容人数:

一般に公開されているスペースの  
おおよその総面積:

## A. 従業員の健康を保護するための職場の方針と慣行

- 在宅勤務で職務を果たせるすべての従業員は、在宅勤務を指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、妊娠中の人、慢性的な健康状態の人）は可能な限り在宅勤務を行い、懸念事項については、医療提供者または産業保健サービスと話し合い、職場に復帰するかどうかを適切に決定する。
- 従業員の在宅勤務の機会を増やすために、作業プロセスは可能な限り再構成する。
- 物理的距離を最大化するための、代替、時間差、またはシフトのスケジュールを設定する。
- すべての従業員は、病気の場合、または COVID-19 感染者に曝された場合、出勤しないよう指示される。従業員は必要に応じて、自己隔離及び隔離に関する公衆衛生局のガイダンスに従うことを理解している。従業員が病気のため自宅待機した場合に罰則を受けないよう、職場の休暇方針が見直され、修正されている。
  - 従業員には、受給資格により経済的に自宅待機しやすくなるように、雇用者または行政が提供する休暇給付金に関する情報が提供されている。[2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利を含む、COVID-19に於ける病気休暇及び労災補償を支援する行政の[プログラム](#)に関する追加情報を参照する。
- [公衆衛生局の入場時のスクリーニングのガイダンス](#)に準拠して従業員、ボランティア、配送担当者、及び請負業者が職場に入る前に入場時のスクリーニングを行っている。症状の確認には、**発熱または悪寒、咳、息切れ、呼吸困難、新たな味覚または嗅覚の喪失**、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場で検温も行う。
  - 症状確認で陰性の場合（クリア）：症状がなく、過去 **10** 日間に既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日入場して作業することが許可される
  - 症状確認で陽性の場合（クリアしない）
    - その個人が **COVID-19** のワクチン接種を完了<sup>1</sup>しておらず、過去 **10** 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや施設内での勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。[ph.lacounty.gov/covidquarantine](https://ph.lacounty.gov/covidquarantine) に掲載されている検疫の手順を提供する。
    - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。[ph.lacounty.gov/covidisolation](https://ph.lacounty.gov/covidisolation) に掲載されている隔離手順を提供する。
- 1名以上の従業員が COVID-19（症例）について陽性反応を示す、または症状が一貫していると知らされた際、雇用主はその従業員を自宅隔離し、その従業員の職場にいるすべての従業員の隔離を即時に行う手順がある。雇用主の方針には、すべての隔離された従業員に対して COVID-19 の検査または検査のアクセスを提供し、職場での曝露がさらにかどうかを判断し、さらなる COVID-19 管理対策を必要性する際の対策手順も検討する。職場での COVID-19 への対応については、[公衆衛生指導を参照する](#)。
- 14 日間以内に職場内で 3 件以上の症例が確認された場合、雇用主はこのグループを公衆衛生局へ（888）397-3993、または（213）240-7821、または [www.redcap.link/covidreport](http://www.redcap.link/covidreport) からオンライン上で

<sup>1</sup> 接種を 2 回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTech または Moderna 製）の場合、2 回目の接種を受けてから 2 週間以上、またはワクチンを接種が 1 回で済むワクチンの接種を受けてから 2 週間以上経過している（Johnson & Johnson [J&J] / Janssen 製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

報告する必要がある。このグループが現場で特定された場合、公衆衛生局は、このグループへの対応を開始し、感染対策のガイダンスと推奨事項、技術サポート、及び職場固有の対策を提供する。公衆衛生局のケースマネージャーがこのグループの調査として配属され、施設の対応を指導する。

- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスマスクを無料で提供している。詳細については、LACDPH COVID-19 マスクのウェブページ (<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/masks>)を参照する。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州の指示に従って下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にぴったりフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスマスクを着用しなければならない。追って通知があるまで、「立った時の背の高さよりも高いしっかりした仕切りのあるキュービクルに一人が勤務する従業員はフェイスマスクを着用する必要はない」とした例外は無効となる。
- マスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間を除き、飲食をしていない。飲食する場合は、従業員は常に他の人から少なくとも6フィートの距離を取るべきである。屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。キュービクルやワークステーションが従業員間により広い距離や障壁を提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、キュービクルやワークステーションで飲食することが好ましい。COVID-19の感染は、フェイスマスクを着用せずに従業員が一緒にいるときに発生する可能性が高くなる。
- 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアで以下の対策を実施することにより、占有率が低下され、従業員間のスペースが最大化されている。
  - 休憩に使用する部屋またはエリアで個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数の標識を掲げる。
  - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。
  - テーブルを少なくとも8フィート離して配置して、座席間に6フィートの距離を確保し、占有率を下げるために座席を取り除くかテープを貼り、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、占有率の削減、物理的距離の確保の代替と見なすべきでない。
- 可能な場合は、屋外に休憩場所を設け、従業員が他者から常に6フィートの物理的距離を維持できるように日よけと座席を配置する。
- 従業員には毎日フェイスマスクを洗濯もしくは取り換えるように指示する。
- すべての作業場は少なくとも6フィート離れている。
- 休憩室、トイレ、その他の一般的なエリアは、以下の頻度で、営業時間中は1日1回以上消毒している。スケジュールは以下の通り。
  - 休憩室 \_\_\_\_\_
  - トイレ \_\_\_\_\_
  - その他 \_\_\_\_\_
- 賃金と時間の規定に準拠して、従業員が休憩室で常に6フィート以上の距離を維持できるように、休憩時間をずらしている。
- 従業員は消毒剤及び関連用品を以下の場所で利用できる：

□ すべての従業員は COVID-19 に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる:

- 従業員は手を洗うため、頻繁に休憩をとることが許可されている。
- この手順のコピーを各従業員に配布している。
- 各従業員には、独自の道具、機器、及び定義された仕事場が割り当てられる。可能な限り、備品や機器（電話、タブレット、ラップトップ、机、ペン等）の共有は最小限に抑えるか、排除している。
- このチェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフ及びその他の会社に適用される。
- オプション — その他の対策を説明:

## B. 物理的距離を確保するための手段

- ショッピングセンター（屋内及び屋外）及びショッピングセンター内にある小売施設の最大収容人数のルールは、顧客と従業員の間の 6 フィートの物理的距離を常時確保した状態で、最大収容人数の 75% を超えてはならない。可能な場合、最大収容人数制限を強化するために駐車場の使用を制限する。
- ショッピングモールやショッピングセンターの屋外から通常アクセスが可能な外部入口があるテナントは、最大で 75% の収容人数を保ち、該当する公衆衛生局の手順に準拠して、現在の変更後の運営を続行できる。不用品交換会などの屋外ショッピングセンターは、ベンダーが適切な物理的距離要件に従ってテーブル、テント、その他のディスプレイを配置するか、または他の不透過性の仕切りが設置されていることを確認する。
  - 施設内の最大来訪者数を上記の数に制限される: \_\_\_\_\_
- ショッピングセンターは、屋内の収容人数制限を確実に遵守するためにすべての入口で顧客の出入りを厳密かつ継続的に数値計測を行い占有率を追跡する。計測が不十分であったり、計測を行っていない、または収容人数が過剰であると思われる小売業者は、公衆衛生検査官の裁量により、現場の公衆衛生検査官が決定したこれらの問題が修正されるまで一時的に閉鎖される場合がある。可能であれば、物理的距離を確保するために、明確に指定された入り口と、それとは別の出口を提供する。
- 視覚的な目印の使用など、物理的距離を維持しながら、顧客が外に列を作る準備をする。必要に応じて適切なフェイスマスクを着用した従業員 1 名（または複数の入り口がある場合は複数の従業員）をリアカウターの顧客から少なくとも 6 フィート離れた場所に配置して、収容人数を追跡し、施設やショッピングセンターが収容制限に達した場合、顧客に入口の外に 6 フィートの間隔を取って並ぶように指示する。
- 該当する場合、敷地内の警備スタッフは、来訪者と一般市民が物理的距離を確保する基準に準拠するように積極的に促し、指定された食事エリアを除き、施設内での飲食が禁じられていることを顧客や訪問者に伝える。
- ショッピングセンターのすべての場所で従業員と来訪者の間に物理的距離を確保するために、最低 6 フィートの物理的距離を確保するための対策を講じる。これには、物理的な仕切りまたは視覚的な目印（例えば、床のマーキング、色付きのテープ、または労働者と来訪者が立つべき場所を示す標識）の使用が含まれる。従業員は、支払いの受け取り、商品やサービスの提供またはその他の必要に応じて一時的に近づくことがある。
- 顧客の間に少なくとも 6 フィートの物理的距離を置けるような徒歩での交通と群衆整理の戦略を開発・実行する。これは歩行者交通を一方通行に制限し、視覚的な手掛り、物理的小道具、標識などを含む。
- その場所に適切で可能な場合、明確に特定された入り口と出口を分け、物理的距離を保ち、群衆整理を

促進する。可能な限り、自動ドアではないドアは開けておく必要がある。必要な場合、テナントと協力して各店の外で顧客が物理的距離を保ちながら並ぶシステムを作る。

- ❑ ショッピングセンター運営者、小売施設テナント、ベンダーは協力して、歩行者交通を妨げず、物理的要件に違反しないような店の入り口での顧客が並ぶシステムを開発する。入店のデジタル予約や先行予約のガイドを含む、小売施設テナントに入店する際の代替方法を考慮して推奨する。
- ❑ ベンダーのカートやキオスクは、更新された歩行者交通対策の邪魔にならず、物理的要件の妨げにならない場合のみ、ショッピングセンターの廊下や歩行エリアでの運営が許可されている。必要な場合はベンダーのカートやキオスクを再構成し、顧客の列が物理的要件の妨げとならないことを確認する。
- ❑ 不用品交換会などの屋外ショッピングセンターは、ベンダーが適切な物理的要件に従ってテーブル、テナント、その他のディスプレイを配置するか、またはほかの不透過性の仕切りが設置されていることを確認する。
- ❑ ショッピングセンターのオペレーター、小売テナント、及びベンダーは、テナントがショッピングセンターの内外で安全に運営できるショッピングセンターの運営手順書を作成し、該当するすべての公衆衛生局の手順と州及び地方の法規制に確実に準拠する。
- ❑ 屋内モールまたはショッピングセンター内の共用エリアは、同一世帯以外の人々の間で少なくとも6フィートの距離を確保できるように十分収容人数を減らして再開することができる。
- ❑ 屋内でのライブエンターテインメントは許可されていない。屋外ライブエンターテインメントは、「レストランの再開手順」または「屋外着席しライブイベントに関する手順」、「付録Z」のいずれか該当する方に従う必要がある。
- ❑ ショッピングセンター施設内にある全てのテーブル、または移動可能な机や椅子は、公共の場所から取り除くか、閉鎖される必要がある。一般市民・訪問者には、指定された食事エリアを除き、ショッピングセンター施設内での飲食が禁じられていることを促す必要がある。
- ❑ 物理的距離要件を満たすために、テナントは搬出口で非接触型の署名での受け渡しとする。

### C. 感染管理を確実にするための手順

- ❑ HVACシステムは正常に維持させ、換気は最大限に高める。効果的な換気は、微細なエアロゾルの拡散を抑制するための最も重要な方法の1つである。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物のエアフィルターの変更を加えることを検討する。詳細については、カリフォルニア州公衆衛生局の[屋内環境における換気、ろ過および空気質に関する暫定的なガイダンス](#)を参照する。注意：換気およびその他の室内空気質の改善は、フェイスカバーの着用、物理的距離、頻繁な手洗い、異なる世帯の人が集う活動の制限を含む必須とされる保護措置に追加されるものであって、それを代替するものではない。（適切な呼吸器保護用品の使用を必要とする特定の高リスク環境を除く）。
- ❑ 施設に到着した来訪者には、ショッピングセンター内またはショッピングセンターの敷地内にいる間は、指定されたダイニングエリアで飲食している場合を除き、常にフェイスマスクを着用するよう注意喚起する。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す限り、州の指示に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープは顎の下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。従業員や他の来訪者の安全のために、フェイスマスクを着用せずに到着した来訪者が着用できるフェイスマスクを用意する。
- ❑ 施設に入る前に症状の確認を行う。確認事項には、咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及び個人が現在隔離または検疫の命令を受けているかどうかに関する確認が含まれなければならない。これらの

確認は直接対面で行うか、オンラインチェックインシステムなどの代替方法で行う。あるいは、施設の入り口にこれらの症状がある来訪者は施設内に入ってはいけないことを示す看板を掲示する。

- 症状確認で陰性の場合（クリア）。過去 10 日間に症状がなく、既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日の入場が許可される
- 症状確認で陽性の場合（クリアしない）
  - その個人が過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。 [ph.lacounty.gov/covidquarantine](http://ph.lacounty.gov/covidquarantine) に掲載されている検疫の手順を提供する。
  - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。 [ph.lacounty.gov/covidisolation](http://ph.lacounty.gov/covidisolation) に掲載されている隔離手順を提供する。
- 子連れの来訪者については、子供が親の隣にいることを確認し、他人の物または自分の物でない品物には触れさせないようにし、年齢が許す場合はマスクを着用させる。
- 非接触型決済システムを導入するか、実行不可能な場合は、レジシステムを少なくとも 1 日 1 回消毒する。詳細：

---

- 共有エリア、交通量の多いエリアと頻繁に触れる物体（例：手すり、エレベーターのコントロール、ドアノブやハンドル、クレジットカードリーダー、エレベーターのボタン、エスカレーターの手すりなど）は、EPA 承認の消毒剤を使用し、製造元の使用説明書に従って営業中は少なくとも 1 日 1 回消毒する。
- 作業場所と施設全体は 1 日 1 回され、トイレと頻繁に触れる場所/物体は必要に応じてより頻繁に掃除する。ショッピングセンターの時間は、定期的なディープクリーニングと製品の保管に十分な時間を提供できるように調整する。
- 公衆トイレは定期的に点検し、EPA 承認の消毒剤を使用して、少なくとも 1 日 1 回、使用頻度が高い場合は必要に応じてまたはそれ以上の頻度で清掃及び消毒する。その際、製造元の使用説明書に従う。
- 公共の水飲み器は休止され、操作できないことを来訪者に知らせる。
- 来訪者は従業員用トイレを利用することはできない。
- 来訪者は、手指消毒剤、ハンドソープ、ゴミ箱などの適切な衛生用品を利用できるようになっている。
- 屋内モールまたはショッピングセンター内のフードコートや食事エリアは、該当する建築法または消防法の占有率に基づいて、最大収容人数の 50% で再開できる。すべての屋内外の食事エリアは、**屋内外での食事エリアの座席配置**が記載されているロサンゼルス郡 DPH の飲食施設向け再開手順：付録 II に準拠している。一般市民は指定された屋外食事エリアを除き、モールやショッピングセンターの施設内で飲食することを禁じられている。
- オプション-その他の指標の詳細（例：シニア専用時間の提供、オンライン注文/注文の受け取り、非ピーク時の販売の奨励）：

#### D. 公共に伝達する手段

- 本手順書のコピー、または該当する場合、印刷した施設のロサンゼルス郡 COVID-19 安全コンプライアンス認定書を施設の一般向け出入り口の全てに掲示する。COVID-19 安全コンプライアンス自己認定プログラムを完了するための詳細については、<http://publichealth.lacounty.gov/eh/covid19cert.htm> を参照する。施設は、要求に応じて、閲覧のできるように施設の現場に手順書のコピーを保管する。
- ショッピングモール、不用品交換会、その他のオープンアウトレットに看板を掲示して、6 フィートの物理的距離の重要性、ショッピングモールにいる間の常時フェイスマスク着用の必要性、頻繁な手洗い

の重要性、及び体調が悪い場合や COVID-19 の症状がある場合は自宅待機することを通知する。企業が使用できる追加のリソースと看板の例については、[ロサンゼルス郡 DPH COVID-19 ガイダンスに関するウェブページ](#)を参照する。

- ❑ ショッピングセンター全体に看板を掲示して、フードコート指定された屋内食事エリアと指定された屋外食事エリアを除き、屋内ショッピングセンター内での飲食は禁止されており、飲食物は指定された屋外食事エリアでのみ消費できることを顧客に通知する。
- ❑ ショッピングセンター全体の掲示では、最短に設置してある手指消毒剤ディスペンサーの場所を表示する。
- ❑ 施設のオンラインアウトレット（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、時間、フェイスマスクの必要な使用、予約に関するポリシー、及びその他の関連する問題について明確な情報を提供する。

#### E. 重要なサービスへの同等のアクセスを保証する手段

- ❑ 高齢者や健康に問題のある方々を含む脆弱な方々専用の買付時間を可能であれば清掃の後の時間に設けている。
- ❑ 来訪者/顧客にとって重要なサービスを優先する。
- ❑ リモートで提供できる取引またはサービスはオンラインで行う。
- ❑ 行動の制限がある、及び/または公共スペースでリスクが高い訪問者が商品やサービスにアクセスできるようにするための措置を講じる。

企業は、上記に含まれていない追加の対策は、別のページに記載し、この資料に添付する必要があります。

本手順に関する質問やご意見は下記の者までご連絡ください:

企業の連絡先:

電話番号

最終更新日: